

全国司法書士女性会FAX通信312号 (2019年11月号)

発行責任者 会 長 鵜 川 智 子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階

司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail takatsuki@office-ukawa.jp

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

秋冷の候、皆様ご健勝のことと存じます。

台風19号の被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

10月5日(土)彦根ビューホテルにて第20回全国司法書士女性会総会・第23回全国司法書士女性の集いを開催致しました。

ご出席くださった皆様方ありがとうございました、総会では新理事1名の追加が決議されました。

第20回全国司法書士女性会総会のご来賓は次のとおりです。

お忙しい中 ご出席賜りました、お礼申し上げます。

上 野 賢一郎様	衆議院議員 (自由民主党)
杉 本 和 巳様	衆議院議員 (日本維新の会)
小 寺 裕 雄様	衆議院議員 (自由民主党)
吉 田 統 彦様	衆議院議員 (立憲民主党)
穀 田 恵 二様	衆議院議員 (日本共産党)
本 村 伸 子様	衆議院議員 (日本共産党)
松 田 功様	衆議院議員 (立憲民主党)
毛 利 麻 子様	全国女性税理士連盟 会長
伊 見 真 希様	日本司法書士会連合会 常任理事
川 崎 智 弘様	日本司法書士政治連盟 副会長
林 善 彦様	滋賀県司法書士会 会長
松 浦 正 司様	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長

第 23 回全国司法書士女性の集いの研修会

『待ったなし！ 今から必要！！ 民法（債権関係）改正』のテーマにて
中井康之弁護士（法制審議会民法（債権関係）部会委員）をお迎えした。

琵琶湖のキラキラ輝く湖面を窓の外に臨む会場で研修会が開催された。

中井先生は、全国司法書士女性会の 7 月 28 日熊本民法研修会以来のご講演であったが、盛り沢山の講義内容でもあり、初めて受講する方々が多かったこともあり、改めて、重要項目を時にきめ細やかに時に大胆に駆け足でお話し下さった。

法制審議会委員でいらした講師ならではの、決定までの委員会の議論や今回の改正に望む点など付け加えた講義であった。

施行後 120 年を経ている現行民法が現実に機能している判例実務等に
あわせて条文を改正しルールを明確化、2020 年 4 月 1 日施行日以降の法
律行為に適用される。ただし、定型約款に関する規律は施行日前に締結され
た定型取引にかかる契約にも適用される。

法定利率と消滅時効の改正についてまとめてみる。

- 1、 法定利率の改正 5%→3% ただし、3 年ごとに見直す。
商法定利率（6%）の特則（商法 514 条）は廃止
この「改正」により合意で決まらない場面での影響がある。交通事故や労災等の事故における人身損害賠償額が減少。「命の値段が変わる」との指摘。また、自動車保険などの保険料は高くなり、損害賠償請求訴訟では定期金賠償や一律に賠償額を決める方式になるだろう。
- 2、 消滅時効の改正 権利を行使できる時（発生）から 10 年、または、権利を行使できることを知った時から 5 年の、いずれか早い方とする。結果、契約に基づく債権は原則弁済期から 5 年となる。
但し、被害者保護の観点から生命身体の損害賠償請求権は 20 年と 5 年。不法行為に基づく生命身体の損害賠償請求権も 20 年と 5 年。短期消滅時効は廃止。但し、特別法に基づく短期消滅時効は残る。
（賃金（残業代）は 2 年、退職金は 5 年、生命保険は 3 年）
新しい時効の完成停止事由を創設『協議を行う旨を書面で合意すれば、時効は 1 年間完成しない』

☆当日のレジュメをお送りいたします、ご請求ください。

2019年10月12日 土曜日に開催予定の

東京版 各士業女性合同研修会「日本女性法律家協会との合同研修会」延期！

当日は台風19号接近により交通機関が計画運休を検討しており帰宅の安全確保のため延期となりましたが、下記のとおり開催いたします。

各士業各位

2019(令和元)年11月吉日

全国女性税理士連盟会長 毛利 麻子 東日本支部支部長 三上 広美

全国制度部長 大串 恵子 東日本支部総務部長 山田 諭子

日本女性法律家協会との合同研究会開催のご案内

残暑厳しい日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。日本女性法律家協会と全国女性税理士連盟東日本支部は全国制度部との共催により、今回第9回目迎える合同研究会を、各士業合同研修会として他士業の方も交えて開催することとなりました。

2019年4月より、働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、働き方改革が順次施行されています。事業主は、労働者の労働時間の短縮や労働条件の改善など、環境の整備が必要となります。法務、税務だけでなく、労務や行政への対応など多岐にわたります。今回の研修で他士業の方々と交流させていただき、業務の連携のきっかけになればと存じます。

また、研修会の後には、懇親会も開催されますので、日頃、顔を合わす機会のない他士業の会員の方と、名刺交換ができます。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。11月29日(金)までに全国女性税理士連盟ホームページよりお申し込みください。

記

日 時：令和元年12月14日(土)

研修会 14時～17時

懇親会 17時半～ 会費 5000円(代々木駅付近で開催予定)

場 所：東京税理士会館 2階(東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10-6)

テーマ：働き方改革

第1部 ①基調講演「キャリアと法～法は職業キャリアをどう位置づけているか？」

講師 法政大学名誉教授 諏訪康雄氏

②研修会 労働基準法関連 講師 特定社会保険労務士 片岡正美氏

第2部 各士業における働き方改革パネルディスカッション

弁護士・税理士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・他 質問コーナー

問い合わせ先：全国女性税理士連盟 制度部長 大串恵子 (keikoh@tax-chaos.com)

大阪市北区南森町1-4-19-4F 税理士法人カオス内 TEL:06-6311-6000

申込は、全国女性税理士連盟ホームページ(jozeiren.com/)からお願い致します。